固　定　資　産　現　所　有　者　申　告　書
兼　固定資産税・都市計画税の納税義務者の異動届出書

広島市長

令和　　年　　月　　日

広島市市税条例第７４条の４の規定に基づき、次のとおり申告します。また、下記の固定資産について、次の者が納税義務者となるため届け出ます。

① 現所有者（申告者）

代表者	住所	（電話：　　）		
	フリガナ 氏名又は名称		死亡された人との続柄	□配偶者　□子 □その他（　　）
	個人番号又は法人番号			

② 上記代表者以外の相続人等（現所有者）

上記代表者以外の相続人等	住所	（電話：　　）		
	フリガナ 氏名又は名称		死亡された人との続柄	□配偶者　□子 □その他（　　）
	住所	（電話：　　）		
	フリガナ 氏名又は名称		死亡された人との続柄	□配偶者　□子 □その他（　　）
	住所	（電話：　　）		
	フリガナ 氏名又は名称		死亡された人との続柄	□配偶者　□子 □その他（　　）

③ 死亡された人（登記簿上の所有者等）

氏　名	住　所	死亡年月日

④ 資産内容

区分	所　在　地	地　番 又は　家屋番号
土地・家屋		
土地・家屋		
土地・家屋		
土地・家屋		
土地・家屋		

⑤ 相続登記の時期（予定）

令和　　年　　月頃・未定

⑥ 通信欄（相続放棄検討中であるなど、連絡事項があればご記入ください。）

◎　この書類は、固定資産税・都市計画税の納税義務者を変更するためのものです。相続登記は登記所（法務局）での手続が別途必要になりますのでご注意ください。

◎　この書類の提出後、相続登記をされるまでの間は、原則として①欄及び②欄の方が固定資産税・都市計画税の納税義務者（１月１日時点の所有者）となります。記載内容に異動（例１：所有者でなくなった、例２：提出後に遺産分割協議が整った、など）がありましたら、お手数ですが、土地又は家屋の所在する区を担当する市税事務所にその旨を連絡いただきますようお願いします。

◎　相続人等が複数いらっしゃる場合で、遺産分割がなされている場合に、資産ごとの所有者を記入する欄は設けておりませんので、その旨のわかる遺言書又は遺産分割協議書等の写しを添付してください。

広島市処理欄

受付印

単有 一般								宛名		土地		家屋	
								係	係長	係	係長	係	係長